

重要事項説明書

<別紙1>

介護老人保健施設 きよみの里のご案内
(令和6年4月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設 きよみの里
- ・開設年月日 平成12年6月1日
- ・所在地 静岡県静岡市清水区興津東町1829
- ・電話番号 054-369-7700
- ・ファックス番号 054-360-4100
- ・管理者名 伊藤 歩
- ・介護保険指定番号 2253280040

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設 きよみの里の運営方針]

「老人介護における処遇の向上に努めると共に、各職種の専門性を生かした総合的ケアサービスを提供する。施設入所者と家族が安心して家庭での生活が送れるよう、心身の自立を支援し家庭への復帰を目指します。」

(3) 施設の職員体制

* 下記の介護保険法に定められた人員配置基準を下回らないものとする

	常勤	常勤 兼務	業務内容
医師		1	診断治療等の医療行為、協力病院との調整等
介護職員 (看護師を含む)	6		日常生活上のケア、介護指導等。看護師については、療養上の世話や、療養環境の調整及び診療の補助。
理学療法士等	2		作業活動、日常生活訓練、福祉用具の選定等

- (4) 入所定員等
- ・定員 一般棟 60名
 - 認知症専門棟 40名
 - ・療養室 個室 10室、2人室 1室、4人室 22室
- (5) 通所定員等
- ・定員 60名
 - ・サービス提供日 月曜日～金曜日
- *祝祭日、本会が定める日は定休日となります

2. サービス内容

- ① 通所リハビリテーション計画の立案
- ② 食事 (*食事は原則として食堂でおとりいただきます)
 昼食 12時00分～13時00分
 おやつ 15時00分～15時30分
- ③ 入浴 (一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します)
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護
- ⑥ 機能訓練 (リハビリテーション、レクリエーション)
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 基本時間外施設利用サービス (何らかの理由により、ご家族等のお迎えが居宅介護サービス計画で定められた通所リハビリテーション利用時間の終了に間に合わない場合に適用)
- ⑨ その他
 *これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

協力医療機関

- ・名 称 JA 静岡厚生連 清水厚生病院
- ・住 所 静岡市清水区庵原町 578-1

協力歯科医療機関

- ・名 称 大関歯科医院
- ・住 所 静岡市清水区興津中町 87

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「緊急連絡先」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・ 食事

通所中の食事は、管理栄養士により栄養等を考えた物を提供します。食事をおいしく召し上がっていただけるよう食堂を利用して、明るい雰囲気を作り団欒の場になるよう配慮します。食べ物の持ち込みはご遠慮ください。

- ・ 排泄

おむつの使用は、自立の妨げになりますので、確認や誘導によりおむつはずしを目指します。

- ・ 利用中止について

健康状態により、予定されたサービスを中止する場合は当日朝 8 時 30 分頃までに連絡をお願いします。

- ・ 喫煙

館内は禁煙です。

- ・ 火気の取扱い

所定の場所での火気の使用にご協力ください。

- ・ 設備・備品の利用

くつろぐ空間として談話コーナー・デイルームをご利用ください。

TV・ビデオ・新聞等はデイルーム、飲料の自動販売機は1階玄関に設置してあります。

- ・ 所持品・備品等の持ち込み

通所リハビリテーションのご利用は、通所を考慮して荷物が多すぎないようにお願いします。

- ・ 金銭・貴重品の管理

自己管理しやすいよう、現金や貴重品を所持しなくてもすむようご協力ください。

- ・ 施設外での受診

通所リハビリテーションの最中に医療機関の受診を希望されることのないようお願いいたします。

- ・ 宗教活動

他の利用者の迷惑になるような騒音・布教活動はご遠慮ください。

5. 非常災害対策

- ・防災設備 火災探知機、自動火災通報装置、スプリンクラー、消火器、消火栓、防火シャッター、排煙口、非常放送設備、避難誘導灯
避難用スロープ
- ・防災訓練 年 2回

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して通所していただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。(電話 054-369-7700)

要望や苦情などは、支援相談担当者又は苦情処理担当者にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、当施設事務室横に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

相談窓口名 よろず相談窓口
責任者役職氏名 支援相談員 小林 孝介
電話番号 054-369-7700

なお、外部の苦情対応機関は下記のとおりです。

静岡市役所 介護保険課 電話 054-221-1088
国民健康保険団体連合会 電話 054-253-5590

8. 成年後見制度及び日常生活自立支援事業の活用の推進

当施設では、入所者の権利擁護のために、成年後見制度及び日常生活自立支援事業の活用を推進しています。制度のご利用をお考えの方は、支援相談員までご相談ください。なお、各制度の相談窓口は以下のとおりです。

日常生活自立支援事業

問い合わせ先

静岡市地域福祉権利擁護センター 電話 054-273-8090

成年後見制度

問い合わせ先

静岡家庭裁判所（申し立てに関する手続きについて） 電話 054-273-5454
県弁護士会高齢者障害者総合支援センター 電話 054-252-0008
リーガルサポート静岡（県司法書士会内） 電話 054-289-3700
ぱあとなあ静岡 電話 0545-39-1187

9. 通所時の持ち物

利用契約書

緊急時の連絡先記入用紙

情報提供に関する同意書

写真等使用同意書

衣類（入浴後着がえをされる方）

入浴時着替えを入れる袋（40cm×50cmくらいの物）

ビニールエプロン(食事の際に使用している方)

手拭用タオル

移動の際に普段使用しされている車椅子・杖等

上靴

*内服をされている方は、通所中に使用する薬(内服薬・シップ・軟膏・点眼等)をお持ちください。

10. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

重要事項説明書

<別紙2>

通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)について

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申し込みにあたり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)についての概要

通所(介護予防)リハビリテーションについては、要介護者及び要支援者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設をご利用いただき、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身機能の維持回復を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わる医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら通所リハビリテーションの提供にあたる従事者の協議によって、通所リハビリテーション計画が作成されますが、その際、利用者・扶養者(ご家族)の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金

(1) 通所リハビリテーションの基本料金

- ① 施設利用料(介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度および利用時間によって利用料が異なります。以下は1日当たりの自己負担分です)

[6時間以上7時間未満]

・要介護1	694単位
・要介護2	824単位
・要介護3	953単位
・要介護4	1,102単位
・要介護5	1,252単位
② サービス提供体制強化加算	22単位
③ 入浴代：入浴介助加算Ⅰ	40単位
入浴介助加算Ⅱ	60単位
④ 短期集中リハビリテーション	110単位
⑤ 認知症短期集中リハビリテーション	240単位
⑥ 中重度者ケア体制加算	20単位
⑦ 若年性認知症利用者受入	60単位
⑧ 重度療養管理	100単位
⑨ 通所リハ提供体制加算	24単位
⑩ 科学的介護推進を行った場合は、月に40単位を加算します。	

- ⑪ 介護職員処遇改善加算として1ヶ月の合計単位数に47/1000を乗じた単位数を加算します
- ⑫ 介護職員等特定処遇改善加算として1ヶ月の合計単位数に20/1000を乗じた単位数を加算します。
- ⑬ 介護職員等ベースアップ等支援加算として1ヶ月の合計単位数に10/1000を乗じた単位数を加算します。
- ⑭ 当施設が送迎を行わなかった場合は、片道につき47単位を減算します

(2) 介護予防通所リハビリテーション基本料金

- ① 施設利用料（介護保険制度では要支援1および要支援2によって利用料が異なります。以下は1ヶ月あたりの自己負担分です。）

[介護予防通所リハビリテーション]

- ・ 要支援 1 2,053 単位
- ・ 要支援 2 3,999 単位

- * 要支援1の場合はサービス提供体制強化加算（I） 88単位が加算されます。
- * 要支援2の場合はサービス提供体制強化加算（I） 176単位が加算されます。
- * リハビリテーションマネジメントを行った場合は、330単位が加算されます。
- * 若年性認知症利用者を受け入れた場合は、240単位加算されます。

- ① 運動器機能向上加算 225 単位
- ② 栄養改善加算 150 単位
- ③ 口腔機能向上加算 150 単位

- * 栄養スクリーニングを行った場合は、1回につき5単位が加算されます。
- * 介護職員処遇改善加算として1ヶ月の合計単位数に47/1000を乗じた単位数を加算します。
- * 介護職員等特定処遇改善加算として1ヶ月の合計単位数に20/1000を乗じた単位数を加算します。
- * 介護職員等ベースアップ等支援加算として1ヶ月の合計単位数に10/1000を乗じた単位数を加算します。

上記の項目の合算に10.33円を乗じたものの介護保険負担割合証の示す利用者負担の割合（円未満切り捨て）が自己負担額となります

(3) その他の料金

① 昼食材費（おやつを含む） 830 円

※原則として食堂でおとりいただきます。なお、通所リハビリテーション利用時間帯によっては、食事の提供ができないことがあります。

② 日用品費 200 円

内訳：化粧品、口腔ケア用品、薬用石けん、おしぼり他 同意する
同意しない

※利用者様の選択に基づいて徴収いたします。

③ 教養娯楽費 200 円

内訳：切り絵、折り紙、ティッシュケースカバー、
コースター他 同意する
同意しない、

※利用者様の選択に基づいて徴収いたします。

④おむつ（1枚） 100 円

⑤はくパンツ（1枚） 100 円

⑥尿取りパット（1枚） 50 円

⑦行事費 実費

⑧支払証明書（6ヵ月以内） 1,100 円

⑨支払証明書（7ヵ月以上） 2,200 円

⑩健康管理費 実費

(3) 支払い方法

- ・原則として毎月 13 日までに請求書を発行します。利用者又は身元引受人は、連帯して当施設に対し、当該料金を定められた日（ワイドネット 27 日・清水農協 20 日）にてお支払いいただきます。なお、支払いの方法は原則として口座引き落とし（ゆうちょ銀行・農協含む）になります。引き落とし手続きが完了していない場合は、翌月に翌月の請求分と合算しての支払いになります。
- ・利用料金の支払いを受けたときは、領収書を発行します。領収者は次月の請求書と一緒に交付します。
- ・予防接種自己負担分、理美容料金、売店商品の支払いなどは、支払いが生じた月の入所利用料金と合算して請求します。